

民間事業者がマイナンバーカードICチップの空き領域にアプリケーションを搭載するための調査票の説明と記載事項

本調査票は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行令第18条第2項第4号に規定する基準に適合していることを確認するためのものである。

○「根拠規程等」欄及び「関連書類」欄において記載した資料については、以下の要領で整理し、本調査票とあわせて提出してください。

①表紙として「根拠規程等・関連書類 目次」を作成し、各資料を一覧できるようにしてください。

②目次において、「資料番号」を、通番・昇順で付してください。

※業務の中心となる事務取扱要領を、「1」としてください。

※更新申請時の追加資料は枝番、削除資料は欠番を原則としてください。

③各資料の全ページのフッター位置に、『「資料番号」-P「ページ番号」』を付してください。(例:1-P3)

④本調査票の「根拠規程等」欄及び「関連書類」欄においては、それぞれ資料名のみならず、『「資料番号」-P「ページ番号」』まで記載し、容易に各資料の該当ページが参照できるようにしてください。

○更新申請時は、新規申請時からの変更部分が明確に分かるように記載してください。

なお、更新申請時には、申請者記入欄の記載内容について、必要な時点修正も忘れずに行ってください。

	項番	関連規定		講ずべき対策	必要書類(例)	申請者記入欄		
		告示	告示(技術基準)			対策の内容	根拠規程等	関連書類
説明	—		個人番号カード等に関する技術的基準(平成27年総務省告示第314号)の関連規定を抜粋	左記の規定を充足するために講ずべき対策を記載	左記の対策が講じられていることを説明及び証明するために必要となる書類の例を記載	対策の内容を記載	対策の根拠となる事務取扱要領等の文書名及び項番等を記載	対策を説明及び証明するための関連書類を記載
記入例	1111						【記入例】 ****事務取扱要領 第2章 (〇-PO) 誓約書	
	1112						【記入例】 ****事務取扱要領 第2章2.2 (〇-PO)	

<重要>

■ 本調査票と併せて、搭載する条例等利用アプリケーションを用いて実施する事務の内容について、説明資料の作成及び提出をお願いいたします。

民間事業者がICチップの空き領域にアプリを搭載するための調査票 (ver.1.1)【記載例】

調査申請事業者
法人名:〇〇〇〇
責任者名:〇〇〇〇
調査申請年月日:令和〇〇年〇〇月〇〇日

関連規定		講ずべき対策	必要書類(例)	申請者記入欄		
項番	告示(個人番号カード等に関する技術的基準(平成27年総務省告示第314号))			対策の内容	根拠規程等	関連書類
	第10 民間事業者の安全管理の基準 令第18条第2項第4号に規定する当該事務及びカード記録事項の安全管理を適切に実施することができるものとして内閣総理大臣及び総務大臣が定める基準は、次に掲げるとおりとする。					
1111	1 役員等の基準 民間事業者の役員若しくは条例等利用アプリケーションの搭載等の業務を統括する者のうちに、法の規定若しくは暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成三年法律第七十七号)の規定(同法第三十二条の三第七項及び第三十二条の十一第一項の規定を除く。)若しくはこれらに相当する外国の法令の規定に違反し、又は刑法(明治四十年法律第四十五号)若しくは暴力行為等処罰に関する法律(大正十五年法律第六十号)の罪を犯し、罰金の刑(これに相当する外国の法令による刑を含む。)に処せられ、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなった日から五年を経過しない者がいないこと。	(1) 役員は、次の者(①かつ②)ではないことについて、誓約書を用いて宣言すること。 ① 番号法、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律若しくはこれに相当する外国の法令の規定に違反し、又は刑法若しくは暴力行為等処罰に関する法律の罪を犯し、 ② 罰金の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者	・事務取扱要領等 ・誓約書	「条例等利用アプリケーション搭載事務取扱要領」に規定するとともに、「役員名簿」に記載の者について「誓約書」にて宣言している。	・条例等利用アプリケーション搭載事務取扱要領 3章 3.1(1-P1) ・誓約書	・役員名簿
1112		(2) 条例等利用アプリケーション搭載等の業務を統括する者は、(1)の①かつ②ではないことについて、事務取扱要領等に明確かつ適切に規定し、誓約書を用いて宣言すること。		「条例等利用アプリケーション搭載事務取扱要領」に規定するとともに、「業務統括責任者名簿」に記載の者について「誓約書」にて宣言している。	・条例等利用アプリケーション搭載事務取扱要領 3章 3.1(1-P1) 誓約書	・業務統括責任者名簿
1113		※ 条例等利用アプリケーションの搭載等を複数で利用する場合の本申請の代表者は、当該アプリケーションを活用したサービス提供のみを実施する民間事業者に係る上記(1)及び(2)の誓約書について、とりまとめを行い提出する。		複数での利用はしない もしくは 「条例等利用アプリケーション搭載事務取扱要領」に規定するとともに、「利用事業者一覧表」に記載の事業者について「誓約書」にて宣言している。 どちらかを選択して記入すること。	・条例等利用アプリケーション搭載事務取扱要領 3章 3.2(1-P1) ・誓約書	・利用事業者一覧表
	2 条例等利用アプリケーション等の基準					
1211	(1) 条例等利用アプリケーションの基準 条例等利用アプリケーションは、次のいずれかとすること。 ア 機構から提供を受ける機構の所有に係るアプリケーション イ 民間事業者からデータの提供を受け機構が作成したアプリケーション	搭載する 条例等利用アプリケーションについては、以下(1)もしくは(2)いずれかを採用し、いずれを採用したかについて、事務取扱要領等に明確かつ適切に規定し、実施している。 (1) 機構から提供を受ける機構の所有に係る条例等利用アプリケーション ※いわゆる標準カードAP。レコード型、バイナリ型、共通カードAP型の3種類 (2) 民間事業者からデータの提供を受け、機構がカードAPアダプタを用いて作成した条例等利用アプリケーション	・事務取扱要領等 ・カードAP登録依頼書	※左記のうち、該当するものを選択し、記入すること。併せてアプリケーションの用途についても記載を行うこと。	条例等利用アプリケーション搭載事務取扱要領 4章 4.1(1-P1) ・カードAP登録依頼書	
	(2) 条例等利用アプリケーションの搭載等を行うシステムの基準					

1221	条例等利用アプリケーションの搭載等を行うシステムは、機構(機構から委託を受けた者を含む。)が整備するものを利用すること。	条例等利用アプリケーションの搭載等を行う個人番号カードAP搭載システム(以下「カードAP搭載システム」という。)については、機構(機構から委託を受けた者を含む。)が整備するものを利用する旨事務取扱要領等で規定し、実施している。	・事務取扱要領等	カードAP搭載システム」は、機構が整備する「マイナンバーカードアプリケーション搭載システム」を利用する。	・条例等利用アプリケーション搭載事務取扱要領 4章 4.2 (1-P●)	
	(3) 条例等利用アプリケーションの搭載等を行うシステムと端末機の通信等の基準	(1)以下の(2)から(4)の事項に関して、事務取扱要領等に明確かつ適切に規定し、その規程を満たす端末機を設置している。	・事務取扱要領等 ・端末機のセキュリティ関係文書			
1231	ア (2)のシステムと民間事業者に設置する条例等利用アプリケーションの搭載等に係る端末機(以下「端末機」という。)は、条例等利用アプリケーションの搭載等に必要通信のみを許可するよう通信制御を行うこと。	(2) 機構が提供するカードAP搭載システムと民間事業者が設置する端末機間の通信については、条例等利用アプリケーション搭載のために必要通信のみを許可するよう通信制御を行う。	・論理的ネットワーク構成図 ・物理的ネットワーク構成図	カードAP搭載システムと端末機の通信経路中に、有人監視または、自動発報による監視が可能なファイアウォールを構築し、暗号化通信以外での接続はすべて拒否され、アクセス可能なサーバおよびポートも必要最小限の設定となっている。	・条例等利用アプリケーション搭載事務取扱要領 4章 4.3 ① (1-P2)	
1232	イ (2)のシステムと端末機を接続する電気通信回線は専用回線を用い、又は専用回線でない場合は、それに準じた通信データの盗取の防止についての必要な対策を講ずること。	(3) カードAP搭載システムと端末機をつなぐ電気通信回線は、インターネット等の公衆回線を用いることなく、専用回線とし、又は専用回線でない場合には、それに準じたデータ盗取防止のための措置を講ずること。		カードAP搭載システムと端末機をつなぐ回線は、IP-VPNとし、不特定多数の公衆からアクセスできないようにする。	・条例等利用アプリケーション搭載事務取扱要領 4章 4.3 ② (1-P2)	
1233	ウ (2)のシステムと端末機間の通信については、交換するデータの暗号化を実施すること。	(4) カードAP搭載システムと端末機間の通信については、通信内容の盗聴及び改変を防止するため、通信データの暗号化を行う。		カードAP搭載システムと端末機間で行う通信はすべて暗号化(SSL)しており、特に重要な通信(マイナンバーカードとの鍵交換等)の処理については、さらに通信でやり取りをするデータを暗号化処理している。	・条例等利用アプリケーション搭載事務取扱要領 4章 4.3 ③ (1-P2)	
	(4) 端末機の基準	(1)以下の(2)から(8)の事項に関して、事務取扱要領等に明確かつ適切に規定し、その規程を満たす端末機を設置している。	・事務処理要領等 ・端末機のセキュリティ関係文書			
1241	ア 端末機は、条例等利用アプリケーションの搭載等専用とすること。	(2) 端末機については、条例等利用アプリケーションの搭載等を行う専用端末とし、当該端末機を用いて他の業務を行うことがない。	・物理的ネットワーク図 ・論理的ネットワーク図	端末機は、本業務専用設置し、その他の用途では利用しない。	・条例等利用アプリケーション搭載事務取扱要領 4章 4.4 ① (1-P3)	
1242	イ 端末機にコンピュータウイルス等の不正プログラムが混入されないよう予め防止する措置及び混入されていないかどうかを監視する措置を講じ、混入されていた場合には駆除する措置を講ずること。	(3) コンピュータウイルス等の不正プログラムが混入されないよう、以下の措置をとる。 ・予め防止する措置・・・OS等を最新の状態にすること、ウイルス対策ソフトの導入を行うことなど ・監視する措置・・・ウイルス対策ソフトによる監視等 ・駆除する措置・・・ウイルス対策ソフトによる駆除等		コンピュータウイルス等の不正プログラムが混入しないよう、以下の措置を講ずる。 1) 端末機のOSは〇〇(セキュリティパッチ適用の頻度を記入)でセキュリティパッチを適用し、最新の状態にする。 2) 端末機には社内規定のウイルス対策ソフトをインストールするとともに、〇〇(パターンファイル最新化の頻度を記入)でパターンファイル(ウイルス定義ファイル)を適用する。 3) OSセキュリティパッチおよびウイルス対策ソフトのパターンファイルは、社内既設の更新プログラム適用サーバからダウンロードすることとし、インターネットには接続しない。 4) ウィルス対策ソフトにより不正プログラムの混入を監視し、混入されていた場合は駆除できるようにする。	・条例等利用アプリケーション搭載事務取扱要領 4章 4.4 ② (1-P3)	
1243	ウ 端末機が盗取又は不正に操作されないよう、適切な場所に設置するとともに、端末機の固定等、必要な措置を講ずること。	(4) 端末機が盗取又は不正に操作されることを防ぐため、操作権限を有しない不特定多数の者が容易に端末機に接触することがないように、適切な場所を選択し設置する。その際には、端末機について鍵をかけて固定するなど、必要な措置を講ずる。		端末機は、●●(※具体的な場所を記入)に設置するとともに盗難防止ワイヤー取り付け等、盗取及び不正操作を防ぐ。	・条例等利用アプリケーション搭載事務取扱要領 4章 4.4 ③ (1-P3)	
1244	エ 端末機の管理者を任命し、操作権限が与えられた者を名簿等により明確にすること。	(5) 端末機の管理者を予め任命し、端末機の使用権限を与えた者については、名簿等の一覧性のあるもので管理をし、権限の有無について、明確にすること。		端末機のセキュリティ設定、カードAP搭載システムの操作者(オペレータ)管理などの管理業務をおこなう端末機管理責任者、個人番号カードへのアプリケーションの搭載などをおこなう端末機操作権限保持者は、業務統括責任者が選任することとし、該当者の名簿を作成・管理すること。	・条例等利用アプリケーション搭載事務取扱要領 4章 4.4④ (1-P3)	・端末機管理責任者名簿 ・端末機操作権限保持者名簿
1245	オ 端末機の取扱いに際しては、操作者が正当なアクセス権限を有していることを指紋、手の静脈その他の個人を識別することができる情報により確認すること。また、当該情報を適切に管理し、外部に漏えいすることを防止するための措置を講ずること。	(6) 操作者に関して、正当なアクセス権限を有しているかどうかの確認については、生体認証(指紋、手の静脈など)を用いる。		カードAP搭載システムへのログインは、生体認証(指紋、手の静脈など)による認証を必要とする。また、項番1243の措置のように、個人識別情報の漏えい防止の措置を講ずる。	・条例等利用アプリケーション搭載事務取扱要領 4章 4.4 ③、⑤ (1-P3,4)	

1246	カ オの確認が、やむを得ない事情により著しく困難であると認められる操作者については、端末機の管理を行う責任者の承認を受け、識別符号及び暗証符号により確認すること。この場合においては、当該識別符号及び当該暗証符号の管理方法を定め、操作者は当該管理方法を遵守すること。	(7) 身体の障害等の理由により、(6)に掲げる方法をとることが難しい者の端末操作権限の確認については、識別符号及び暗証符号を用いた方法を認める。その際には、特定の操作者を識別するために作成した識別符号及び暗証符号についての管理方法、及び、当該操作者は当該方法を遵守する旨を事務処理要領等に規定する。		身体障がい等、やむを得ない事情により、手の静脈による認証がおこなえない者は、該当者の申請によりパスワードによる認証もできることとする。 また、端末機OSのイベントログ、生体認証システムおよびパスワードによるログイン履歴を記録できるようにする。	・条例等利用アプリケーション搭載事務取扱要領 4章 4.4 ⑤ (1-P4)	
1247	キ 端末機を操作した履歴を記録すること。	(8) 操作者ごとに、端末機の操作履歴を記録する設定としている。		端末機OSのイベントログ、生体認証システムおよび一時パスワードによるログイン履歴を記録できるようにする。 また、不正なログインがないか、操作ログを●●に1回確認を行うこととする。	・条例等利用アプリケーション搭載事務取扱要領 4章 4.4 ⑥ (1-P4)	
	3 業務等の基準 (1) 規程等の整備 条例等利用アプリケーションの搭載等の業務(以下「業務」という。)について次の事項を規程等により明確かつ適切に定め、かつ、当該規程等に基づき業務を適切に実施すること。					
1311	ア 業務の手順	(1) 業務に従事する者の責任と権限に応じた業務の手順及び、以下の(2)の事項に関して、事務取扱要領等に明確かつ適切に規定し、実施している。	・事務取扱要領等 ・業務手順の規程一覧	「条例等利用アプリケーション搭載事務取扱要領」及び「条例等利用アプリケーションの搭載等の業務手順に関する規定」に業務従事者の責任及び権限に応じた業務手順を規定し、実施している。	・条例等利用アプリケーション搭載事務取扱要領 5章 5.1 ② 1) ~ 4) (1-P4,5) ・条例等利用アプリケーションの搭載等の業務手順に関する規定	・カード利用AP利用申請書
1312		(2) 業務の手順等を変更する場合は、遅滞なく関連する事務取扱要領等を改訂している。		「条例等利用アプリケーション搭載事務取扱要領」及び「条例等利用アプリケーションの搭載等の業務手順に関する規定」に業務手順変更時の手続きを規定することで、遅滞なく関連文書を改訂できるようにしている。	・条例等利用アプリケーション搭載事務取扱要領 5章 5.1 ① (1-P4) ・条例等利用アプリケーションの搭載等の業務手順に関する規定(業務統括責任者記載箇所)	
1321	イ 業務に従事する者の責任及び権限並びに指揮命令系統	(1) 業務に従事する者の責任及び権限並びに指揮命令系統並びに以下の(2)の事項に関して、内部牽制を考慮した上で、事務取扱要領等に明確かつ適切に規定し、実施している。	・事務取扱要領等 ・指揮命令系統を含む組織体制図	「指揮命令系統及び組織体制図」において、責任及び権限並びに指揮命令系統を規定し、実施している。また、端末機管理責任者と端末機操作権限保持者を分離することで内部牽制を担保する。	・条例等利用アプリケーション搭載事務取扱要領 5章 5.1 ② 1) ~ 4) (1-P4,5) ・指揮命令系統及び組織体制図 ・条例等利用アプリケーションの搭載等の業務手順に関する規定(業務統括責任者記載箇所)	
1322		(2) 責任及び権限並びに指揮命令系統を変更する場合は、遅滞なく関連する事務取扱要領等を改訂する。		「条例等利用アプリケーションの搭載等の業務手順に関する規定」に「指揮命令系統変更時の手続き」を規定することで、遅滞なく関連文書を改訂できるようにする。	・条例等利用アプリケーションの搭載等の業務手順に関する規定 (業務統括責任者記載箇所)	

1331	ウ 業務の一部を他に委託をする場合においては、受託者の名称、住所及び代表者の氏名、委託を行う業務の範囲及び内容並びに受託者による当該業務の実施の状況を管理する方法その他の当該業務の適切な実施を確保するための方法	(1) 以下の(2)、(3)の事項に関して、事務取扱要領等に明確かつ適切に規定し、実施している。なお、業務委託する場合、その範囲は業務の一部に限定される。 (2) 委託契約において、業務委託に係る手続き及び委託業務の内容を明確にするとともに委託元の指示の遵守及び責任分担、保証等について明確にしている。 (3) 委託業務に関して委託先からの定期的な報告を受けること等により、業務が適切に行われていることを管理している。	・事務取扱要領等 ・委託契約書	※委託する場合は、その旨を記載するとともに、委託契約書を提出。委託しない場合はその旨記載。		※委託する場合は、委託契約書を提出すること。
1332				※委託する場合は、その旨を記載するとともに、委託契約書を提出。委託しない場合はその旨記載。		※委託する場合は、委託元の指示の遵守及び責任分担、保障等がわかる資料を添付すること。
1333				※委託する場合は、その旨を記載するとともに、委託契約書を提出。委託しない場合はその旨記載。		※委託する場合は、定期的に報告を受け体制が整っていることを確認できる資料を提出すること。
1334	エ 業務の監査に関する事項	(1) 以下の(2)、(3)の事項に関して、事務取扱要領等に明確かつ適切に規定し、実施している。 (2) 業務に係わる監査基準(告示第10条の3(1)アに規定する業務の手順等に基づき、適正に業務が運営されていることを確認するための監査に係る基準)が定められ、それに従って定期的な監査を実施している。 (3) 監査結果及びセキュリティ対策技術の最新の動向を踏まえ、設備、事務取扱要領等の見直しを含む対策を講じ、かつその対策結果の評価を実施している。	・事務取扱要領等 ・監査計画書 ・監査報告書 ・監査基準書			
1335				監査基準については「監査基準書」に定め、それに従って定期的(頻度を記入。例:年次)に監査を実施している。	・条例等利用アプリケーション搭載事務取扱要領 5章 5.1 ④ 1)~7) (1-P5,6)	
1336				監査実施後には「監査報告書」を作成し、不適合事項があった場合は漏れなく対策を実施するようにしている。また、セキュリティ対策技術の最新動向を踏まえた設備、事務取扱要領等の見直しについては、「条例等利用アプリケーションの搭載等の業務手順に関する規定」にて端末機管理責任者の通常業務としており、監査時に当該業務が適切に実施されているかを確認している。	・条例等利用アプリケーション搭載事務取扱要領 5章 5.1 ④ 1)~7) (1-P5,6) ・条例等利用アプリケーションの搭載等の業務手順に関する規定	
1341	オ 業務に係る記述に関し十分な知識及び経験を有する者の配置	(1) 以下の(2)の事項に関して、事務取扱要領等に明確かつ適切に規定し、実施している。 (2) 業務に係る記述に関し十分な知識及び経験を有するものを、業務に従事する者として適切に配置している。	・事務取扱要領等 ・指揮命令系統を含む組織図			
1342				業務統括責任者および端末機管理責任者は、マイナンバーカードやカードAP搭載システム等に加え、一般的な個人情報保護等に関する知識を有する者が従事する。	・条例等利用アプリケーション搭載事務取扱要領 5章 5.1 ⑤ (1-P6) ・指揮命令系統及び組織体制図	
1351	カ 業務の実施に際し知り得た情報の漏えい及び目的外利用の防止並びに業務に係る帳簿書類の記載内容の漏えい、滅失又は毀損の防止のために必要な措置	(1) 以下の(2)及び(3)の事項に関して、事務取扱要領等に明確かつ適切に規定し、実施している。 (2) 個人情報の取扱及び保護に関して規定し、業務を行うに当たり取得することとなる利用者より提出される個人情報を適切に管理している。 (3) 業務に係る帳簿書類を適切に管理している。	・事務取扱要領等			
1352				条例等利用アプリケーション搭載事務取扱要領 に、個人情報の取扱及び保護について規定している。	・条例等利用アプリケーション搭載事務取扱要領 5章 5.1 ⑥ (1-P7)	
1353				業務に係る帳簿書類は、ファイリングした上で施錠可能な場所に保管し、鍵は端末機管理責任者もしくは端末機管理責任者が認めた者が管理することとする。帳簿書類の複製に際しては端末機管理責任者が立ち会うこととし、捺印する等により複製資料であることが容易に判別できる対策を講ずる。	・条例等利用アプリケーション搭載事務取扱要領 5章 5.1 ⑥ (1-P7)	

1361	キ 危機管理に関する事項	(1) 以下の(2)の事項に関して、事務取扱要領等に明確かつ適切に規定し、実施している。	・事務取扱要領等			
1362		(2) 業務の停止を伴う災害等の発生に対する対応策などを定めている。		災害等により端末機の破損及び端末機とカードAP搭載システムを接続する電気通信回線の途絶などが生じた場合、代替機器の構築及び回線業者に対する通信復旧依頼を実施し、速やかに業務を再開できるようにする。	・条例等利用アプリケーション搭載事務取扱要領 5章 5.1 ⑦ (1-P7)	
1371	ク 業務に係る教育訓練に関する事項	(1) 以下の(2)の事項に関して、事務取扱要領等に明確かつ適切に規定し、実施している。	・事務取扱要領等 ・教育訓練計画書			
1372		(2) 業務の手順、業務に従事する者の責任及び権限並びに指揮命令系統並びに業務を行うに当たり取得する異なる個人情報の取扱及び保護などの業務に係る事項に関して、それぞれの役割に応じた教育・訓練計画を策定し、業務に従事する者に教育・訓練等を実施している。		1) 教育訓練実施者・対象者 教育訓練実施者は、業務統括責任者もしくは業務統括責任者から委任された者とする。対象者は、本業務に従事する者のうちから、教育訓練実施者が決定することとする。 2) 教育訓練内容・実施時期 条例等利用アプリケーションの搭載等の業務手順に関する規定に定めた業務内容および対象事務の利用方法にかかる教育を行う。 教育訓練は〇〇(頻度を記入。例:年次)で実施することとする。	・条例等利用アプリケーション搭載事務取扱要領 5章 5.1 ⑧ 1), 2) (1-P7) ・教育訓練計画書	
1411	(2) 業務の委託 業務について委託を行う場合は、委託先事業者の社会的信用と能力を確認すること。また、委託先事業者に対し、同様のセキュリティ対策を実施させるとともに、適切な監督を行うこと。	(1) 以下の(2)から(4)の事項に関して、事務取扱要領等に明確かつ適切に規定し、実施している。	・事務取扱要領等 ・システム概要図	※委託する場合は、その旨を記載するとともに、委託契約書を提出。委託しない場合はその旨記載。		※委託する場合は、委託契約書を提出すること。
1412		(2) 委託契約を結ぶ際に、委託先事業者の社会的信用と能力を十分に確認している。		※委託する場合は、その旨を記載するとともに、委託契約書を提出。委託しない場合はその旨記載。		※委託する場合は、委託元の指示の遵守及び責任分担、保障等がわかる資料を添付すること。
1413		(3) 委託先事業者について、委託者が措置すべきセキュリティ対策と同様のものを実施することを確保している。		※委託する場合は、その旨を記載するとともに、委託契約書を提出。委託しない場合はその旨記載。		※委託する場合は、定期的に報告を受け体制を整っていることを確認できる資料を提出すること。
1414		(4) 委託業務に関して委託先からの定期的な報告を受けること等により、業務が適切に行われていることを管理している。		※委託する場合は、その旨を記載するとともに、委託契約書を提出。委託しない場合はその旨記載。		※委託する場合は、定期的に報告を受け体制を整っていることを確認できる資料を提出すること。
1421	(3) 内閣総理大臣及び総務大臣に対する報告 業務に係る次の事項について、毎年1回、内閣総理大臣及び総務大臣に報告すること。 ア 業務の監査の結果 イ 条例等利用アプリケーションの搭載等の件数	次に掲げる事項を、毎年一回、別紙に示す報告様式を用いて内閣総理大臣及び総務大臣に報告する。 ア 業務の監査の結果 イ 条例等利用アプリケーションの搭載等の件数	・事務処理要領等 ・報告書様式	業務の監査結果及び条例等利用アプリケーションの搭載等の件数は、毎年1回、「条例等利用アプリケーションの搭載等の業務に係る報告書」にて業務監査責任者が報告することとする。	・条例等利用アプリケーション搭載事務取扱要領 5章 5.2 (1-P7) ・条例等利用アプリケーションの搭載等の業務手順に関する規定 (業務監査責任者、業務監査受任者記載箇所) ・条例等利用アプリケーションの搭載等の業務に係る報告書	
1511	利用対象事務について ※入退館管理、物品管理、アクセス権管理、等	利用事務を明らかにすること。	・利用事務概要等 ・パワーポイント等	空き領域内のAPIに利用者IDを書き込むことで、〇〇(業務内容)に対する〇〇(利用方法)に用いる。	・利用事務イメージ図	

(補遺)以上の他、民間事業者が遵守すべき事項は以下のとおりです。	
第9 個人番号カードの条例等利用領域等の利用	1 法第18条の条例等に規定する事務以外の事務の処理への利用の禁止等
(1) 法第18条の条例等に規定する事務以外の事務の処理への利用の禁止	個人番号カードの半導体集積回路に、住民基本台帳ネットワークシステムに係るアプリケーション、券面事項確認アプリケーション、券面事項入力補助アプリケーション、公的個人認証サービスアプリケーション又は条例等利用アプリケーション以外のアプリケーションを搭載してはならないこと。また、個人番号カードに貼り付けた磁気テープを利用する場合その他の電磁的方法により必要な事項を記録して利用する場合においても、法第18条の条例等に規定する事務以外の事務の処理に利用してはならないこと。
(2) 条例等利用領域管理システム等の導入	個人番号カードの半導体集積回路を法第18条の条例等に規定する事務の処理に利用する場合は、法第18条各号に掲げる者は、条例等利用領域に条例等利用アプリケーションのみを安全かつ確実に搭載する等の運用及び管理を行うシステム等を導入すること。また、当該システム等は、法第17条第3項に規定する措置を講じた個人番号カードの半導体集積回路に、条例等利用アプリケーションを搭載できるものとする。
2 個人番号カードの領域間の独立性の確保	
(1) 基本利用領域等と条例等利用領域間の独立性の確保	個人番号カードの半導体集積回路を法第18条の条例等に規定する事務の処理に利用する場合は、住民基本台帳ネットワークシステム又は券面事項確認アプリケーション、券面事項入力補助アプリケーション若しくは公的個人認証サービスアプリケーションに係るシステムが条例等利用領域に情報を記録し、又は当該領域の情報を読み取ることができない措置を講ずること。また、条例等利用アプリケーションに係るシステムが基本利用領域、券面事項確認利用領域、券面事項入力補助領域又は公的個人認証サービス利用領域に情報を記録し、又は公的個人認証サービス利用領域に記録された情報を読み取ることができない措置を講ずること。
(2) 複数の条例等利用領域間の独立性の確保	個人番号カードの半導体集積回路を複数の法第18条の条例等に規定する事務の処理に利用する場合は、それぞれの条例等利用アプリケーションに係るシステムがそれぞれの条例等利用領域以外の領域に情報を記録し、又は当該領域に記録された情報を読み取ることができない措置を講ずること。
3 条例等利用アプリケーションにおける個人情報の保護	
(1) 法第18条の条例等に規定する事務の処理に応じた個人情報保護措置の実施	個人番号カードの半導体集積回路を法第18条の条例等に規定する事務の処理に利用する場合は、暗証番号、発行前の不正使用を防止するための情報、相互認証を行うための情報又はアクセス権限の制御その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講ずること。
(2) 必要最小限の個人情報の記録	個人番号カードの条例等利用領域内には、特に必要性が認められる場合を除き、条例等利用アプリケーションに係るシステムへアクセスするための利用者番号等以外の個人情報を記録しないこと。この場合において、当該利用者番号等には、住民票コードを使用しないこと。
(3) 希望するアプリケーションの搭載等	法第18条第2号に掲げる者は、条例等利用アプリケーションの全部又は一部の個人番号カードへの搭載を希望する者に限って、当該アプリケーションを当該希望する者の個人番号カードに搭載するほか、個人番号カードに貼り付けた磁気テープ等を利用する場合においても、個人番号カードに貼り付けた磁気テープ等の利用を希望する者に限ってその利用を行うこと。また、法第18条第1号に規定する市町村の機関は、同条の規定により個人番号カードを利用する場合には、利用を希望する者に限ってその利用を行うこと。